明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅳの改正に関する件（外務一七七）　一
○東京国際空港の施設及び指定した延長進入表面に変更を加えた件（国土交通四二二）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
中央卸売市場整備計画の公表について（農林水産省）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認・計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習、独立行政法人統計センター、独立行政法人日本スポーツ振興センター落札、日本私立学校振興・共済事業団共済規程及び日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　七
会社その他
会社決算公告　七

告示

○外務省告示第百七十七号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅳは、同条約第十六条の規定に従って改正され、これらの改正はそれぞれ次に記載する日に効力を生じた。

（平成十七年六月二十八日付け国際海事機関事務局長書簡（平成十七年八月一日効力発生、第一章から第四章まで及び付録関係）、平成十九年三月十二日付け同書簡（平成十九年八月一日効力発生、第五章関係）及び平成二十年七月二十二日付け同書簡（平成二十年十二月一日効力発生、第十一規則関係））

平成二十三年四月二十五日

外務大臣　松本　剛明

附属書Ⅳを次のように改める。

附属書Ⅳ　船舶からの汚水による汚染の防止のための規則

第一章　総則

第一規則　定義

この附属書の適用上、

1　「新船」とは、次の船舶をいう。

.1　この附属書の効力発生の日の後に建造契約が結ばれる船舶又は建造契約がない場合には、この附属書の効力発生の日の後にキールが据え付けられる船舶若しくはこれと同様の建造段階にある船舶

.2　この附属書の効力発生の日から三年を経過した後に引渡しが行われる船舶

2　「現存船」とは、新船でない船舶をいう。

3　「汚水」とは、次のものをいう。

.1　あらゆる形式の便所及び便所用排水口からの廃水その他の廃棄物

.2　医療区域（医務室、病室等）内にある洗浄用容器及び排水口からの廃水

.3　生きている動物を収容している場所からの廃水

.4　.1から.3までの廃水と混合した他の廃水

4　「貯留タンク」とは、汚水を集め、及び保留するために使用するタンクをいう。

5　「最も近い陸地から」とは、国際法に従って領海の幅を測定するための基線からをいう。ただし、この条約の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合における「最も近い陸地から」とは、オーストラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点まで、その点から南緯十一度東経百四十二度の点まで、その点から南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、その点から南緯十度四十一分東経百四十五度の点まで、その点から南緯十三度東経百四十五度の点まで、その点から南緯十五度東経百四十六度の点まで、その点から南緯十七度三十分東経百四十七度の点まで、その点から南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点まで、その点から南緯二十四度三十分東経百五十四度の点まで、その点からオーストラリアの海岸における南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。

6　「国際航海」とは、この条約が適用される国から国外の港に至る航海又はその逆の航海をいう。

7　「人」とは、乗組員及び旅客をいう。

8　「検査基準日」とは、国際汚水汚染防止証書（以下「証書」という。）の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。